

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年十一月十五日

埼玉県自動車税事務所長 大島 清

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
松本 二三一	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目九九七番地	令和元年九月三十日